

第 74 回 杜の都の環境をつくる審議会 議事録

日 時：平成 28 年 9 月 1 日（木）14 時 00 分～16 時 30 分

会 場：市役所本庁舎 2 階 第二委員会室

出席委員：涌井会長、板橋委員、内海委員、小貫委員、小畷委員、近藤委員、
塩谷委員、米倉委員、渡邊委員（計 9 名）

欠席委員：清和委員、瀬上委員、中静副会長（計 3 名）

事務局：建設局長、次長、百年の杜推進部長、参事兼百年の杜推進課長、公園課長、河川課長
百年の杜推進課企画調整係長、同緑化推進係長、同緑地保全係長、
公園課主幹兼青葉山公園整備室長、同主幹兼海岸公園整備室長、同施設管理係長、同
建設係長（計 13 名）

（その他報告事項説明員等）

まちづくり政策局プロジェクト推進課長、子供未来局環境整備課長、青葉区副区長兼
建設部長、同公園課長、同道路課長（計 5 名）

司 会：佐々木参事兼課長：百年の杜推進部参事兼百年の杜推進課長

1. 開会

○事務局（佐々木参事兼課長）

－開会－

○事務局（村上局長：建設局）

－挨拶－

○事務局（佐々木参事兼課長）

－配布資料の確認－

○涌井会長

－議事録署名人の指名、傍聴ルールの説明－

・議事録署名人：涌井会長、渡邊委員

（了承）

2. 議事

(1) 審議事項

①保存樹木の指定について

○事務局（早坂係長：百年の杜推進課緑地保全係）

－資料説明(資料 1)－(1) 審議事項①説明

○涌井会長

・新たに 3 件の古木を保存樹木として指定したいとのことであるが、実際にこの樹木を見た方は
いるか。

○小畷委員

・樹木の調査を担当してはいなかったが、現地を見てきた。

・2 本のアカマツについてだが、非常に急峻な階段を上ったすぐ両側のコンクリートで押さえた
ところに根元がある。左側のアカマツは、傾斜がきつい不倒れずに何年も経過しているので、
根はしっかりしていると思う。右側のアカマツは真っすぐ立ち、葉も非常に伸びがよい。両方
ともまだまだ生きられる状況であった。

- ・私は以前から、根元を踏み荒らすと樹勢が弱くなるという話をしてきた。今回のアカマツは、長年、神社のお祭りなどで踏まれているので、保存樹木として指定した際には今一度、所有者に注意していただきたい。
- ・マツノザイセンチュウという虫による松枯れが北山霊園で何本かあった。当然、カミキリムシなどが飛来してこちらにも付く可能性があるが、樹幹注入を行う計画はあるのか。
- ・所有者は2本で一对として申請しているのか。どちらか一方のアカマツが枯れてきた場合、1本だけでも保存樹木として指定を継続するのか教えてほしい。

○涌井会長

- ・アカマツについて一对で説明されているが、保存樹木の指定は個別との認識でよろしいか。

○事務局（早坂係長）

- ・そのとおりである。
- ・根元の踏みつけに関しては、前回の一斉調査の報告時にも意見をいただいたので、根元を荒らさないように、所有者に話をしたいと考えている。
- ・仙台市の保存樹木は、5年に一度樹幹注入を行っている。5年という間隔は、薬の効果を目安にしている。今年度、注入予定となっているため、アカマツについても保存樹木として指定された場合、樹幹注入の措置を考えている。

○涌井会長

- ・推薦者は所有者との理解でよろしいか。

○事務局（早坂係長）

- ・アカマツについては神社が所有者であるが、氏子である地域の方から意見をもらっている。
- ・ソメイヨシノについては、地域住民から市に樹木の保存について相談があり、その後、所有者と協議を行った。

○涌井会長

- ・アカマツに倒木の危険性があると周辺の安全に問題があるので、添え木など対応策を取っていただきたい。市が保存樹木として指定した以上、樹木が倒伏して第三者に事故を起こすことはあってはならない。しっかり調査していただきたい。

○事務局（早坂係長）

- ・了解した。

○小貫委員

- ・ソメイヨシノについて、資料の復元基準点に赤丸でサクラの位置を示しているが、間違っていないか。

○事務局（早坂係長）

- ・赤丸の位置は誤っている。資料の十字の中心が正しいサクラの位置である。[添付資料修正済]

○小貫委員

- ・指定区域のなかに舗装された箇所があるが、ここまで指定区域とすることでサクラの生育環境に効果はあるのか。

○事務局（早坂係長）

- ・樹木を守るために指定区域の土地利用は控えていただくよう所有者にお願いしており、指定区域に建物を建築する場合には、市に届け出が必要になる制限を設けている。
- ・一般的に、樹木の根は葉の一番先まで広がっているので、枝張りまで含んだ区域設定を考えている。

○小嶋委員

- ・サクラのすぐ左は舗装とのことだが、もしサクラの植栽より舗装が先であれば、サクラの根は固いところで止まっている可能性がある。サクラの植栽後に舗装を行っているのであれば、こ

の舗装より先に根が伸びている可能性がある。掘らなければ分からないが、後から舗装したのであれば、ここを指定区域とすることは有効である。

○小貫委員

・わかりました。

○板橋委員

- ・アカマツについて、先程涌井会長から指摘があったが、やはり樹の傾斜が気になる。
- ・地元住民はあくまで2本のアカマツを一對でシンボルとして感じていると思う。小畠委員に伺いたい、昨今これまでになかった強風が吹く可能性があるが、その際に倒木する危険性はあるか。

○小畠委員

- ・このアカマツの植えられた歴史がわからないので判断が難しい。
- ・傾斜した地形に後から植えられた樹木は、自分の頭を支えるために工夫して根を伸ばすが、擁壁を作ったために樹木が傾いたのであれば根を切った可能性がある。徐々に同じ方向に傾斜している場合は、年々傾いている可能性がある。
- ・しかし、元々傾斜だった地形に擁壁を作ったのであれば、その地形に沿ってアカマツが生育してきたのだと思う。長年傾斜していてその状態で安定している場合、通常は成長点が上へと進むので、幹は途中で斜めになる。途中からまっすぐになっているとか、反対側に斜めになる場合もある。マツは成長が遅いので定かではないが、もしそのような状況であれば安定していると思う。
- ・もうひとつ、ソメイヨシノの件で気になったのが、樹齢100年のソメイヨシノというのは、一般的にほとんどが腐り始めてこんなに旺盛ではない。保存樹木として指定すると、公表されるので樹齢100年ということは注目される。おそらく所有者から樹齢100年位と聞いたのだと思うが、もし今後客観的な証拠が出てきて、樹齢を修正する必要があった場合、改めて審議を行うことで修正することは可能か。

○事務局（早坂係長）

- ・このソメイヨシノは、所有者が伯母から「自分が小さい頃から植えられていた樹だ」と聞いているので、100年は経っているということだった。
- ・前回の審議会でも樹齢についていろいろと意見をいただいたが、基本的には地域住民から伺った話を参考にしている。今回のソメイヨシノについても、樹木医による診断の際に、概ね100年程度は妥当であるとの意見をいただき推定100年とした。

○涌井会長

- ・東北地方のソメイヨシノの標本木は弘前城の中に2本ある。素人が樹齢100年と見る場合、実勢は大体樹齢40～50年というのが一般的である。しかし、科学的現実と伝承のどちらに重みを置くのか、今回の場合には伝承で考えるということによろしいかと思う。
- ・この件は保存樹木として指定するというによろしいか。
(委員一同了承)

(2) 報告事項

① 公園マネジメントについて

○事務局（佐藤主任：公園課建設係）

－資料説明(資料2)－(2) 報告事項①説明

○涌井会長

- ・杜の都の環境をつくるという、仙台市のひとつの哲学と緑の基本計画、このコアを担う都市公園の現状をある程度、整理してもらった。

- ・都市公園法が定められて今年で60年、改めて今、国でも公園は一体誰のためのものなのかという原点から、都市公園法を見直そうとしている。公園に対して、市民の労務提供や受益の結果をきちんと投影していくべきだという議論が出ている。
- ・現在、市民1人あたりの都市公園のストック量が7.5畳、仮設住宅の大きさくらいある。しかし、財政の悪化に伴い公園に対する潤沢な管理費が確保できないため、行政は恣意的ではないが、ある一定の規制の中で市民に公園利用して貰うという方法を取らざるを得ない状況である。そして公園に魅力がなくなり、市民はだんだん公園から遠のいていくという負の連鎖が始まっている。
- ・公園には存在効用と利用効用がある。存在効用は生物多様性とか、空気がきれいになるとか、騒音が緩和されるとか様々な効用がある。また、防災の時に公園は非常に重要な機能を果たすということは、仙台の場合にも例証されているとおりである。
- ・しかし、一般的にはつい利用効用に目が向いてしまうが、利用効用は様々な要因の中から利用が規制される方向にある。
- ・公園のみならずありとあらゆる社会資本について、どのように市民自らが活用を支えていくのかという仕組みづくりが重要となっている。社会資本にまで市民が活用を支える役目を担うアクティブな行動は、公園から始まることに一番意味がある。
- ・それが結果としては地域コミュニティを支えて、地域の繋がりを強化する。これが地域包括ケアとか、社会福祉問題に大きく投影してきて意味が出てくる。このような正の循環にいかに戻すのかということが、国の基本的な議論である。
- ・今事務局から説明があったのは、その中から問題点を頭出し、さらにどういうことを重点に持っていきたいかを次の審議会で報告し、最後にそれを取りまとめた時に当審議会の意見をもらいたいという段取りである。

○近藤委員

- ・例えば、街区公園の遊具が老朽化した場合、遊具を補修して再生するのではなく、大きな木を植えて、ベンチを置くなど、地域あるいはその場所にふさわしい公園に内容を変えていく維持管理の仕方は、今度の改正の中で考慮されるのか。

○涌井会長

- ・そのとおりである。今までは公園の三種の神器と言われていた、砂場、ブランコ、滑り台がないと公園ではないという考え方があったが、もっと自由な設置基準にしていこうという動きがある。
- ・一方で、ここ20年来、公園がかなり増加している。これは市の努力もあるが、住宅開発に伴う提供公園の割合が非常に高い。住宅開発業者が設置義務で公園を作り、それを市が引き取っているため、古典的三種の神器説に片寄っており、非常に規模が小さいものが多い。これらの公園をどのように取りまとめて、配置を見直すかという事まで実施可能なように議論が進んでいることを参考までに伝えておきたい。

○事務局（福興係長：公園課建設係）

- ・今の涌井会長の発言にあった事項について1枚スライドを作ってきたのでご覧いただきたい。左側のグラフが街区公園の取得方法別箇所数を年代別に分けているものである。赤字が開発行為による箇所数で、最も多い箇所数である。その次が区画整理事業による取得であり、この二つの取得方法が多くを占めている。右側のグラフについては、取得方法別の平均公園面積を示したものである。こちら青字で示した区画整理の事業であると、標準面積2,500㎡を確保しているが、開発行為によると、500~700㎡である。開発行為による提供公園は、開発面積に対して3%となるため、例えば小さい開発の場合、0.3haの開発であれば最小だと90㎡と公園も小さくなる。近藤委員の発言にもあったが、このような公園は、どこも同じような滑り台やブラ

ンコがある。また、植栽が非常に大きくなり過ぎており、自由な空間がない状況である。公園の周りの世代層も変わって来ているため、今後はそういったニーズに合わせてうまく公園の機能を分担する方法も検討していきたい。

○小貫委員

・資料2の㉑の今後重視する視点(案)は、課題から導かれているが、杜の都仙台という仙台の理想とするライフスタイルを公園側から考えて、整備方法やマネジメントの仕方を意識してほしい。やはり、この表では、あくまでも課題解決にしか見えない。どこを目指して実施するのか見えないのもったいないと思う。杜の都仙台にしかできない公園がある暮らしというものがどういうものか、もう少し具体的に表に出していただきたい。

○涌井会長

・大変重要なキー、肝である。パターンで整理するとなんとなく行政上きれいになるが、市民にはピンとこない。

・豊かさを追い求める社会から豊かさを深める社会にどう転換するかといった時に、仙台はさながら米国のポートランドのように豊かさを深めていく街である。豊かさを追いかけたい人はどうぞ東京でやってください。仙台に居れば1時間の価値がこれだけ違う、そこにこの公園というものがどう機能してくるのか、こういう視点がすごく大事だと思う。おそらく、小貫委員の発言はそういうことだと思う。哲学を持って整理してほしい。これは委員の一人としての意見である。

○米倉委員

・先程のスライドの中に沖野にはたくさん公園があると出ていたが、まさに小学5年生・6年生の子供達と一緒に沖野の公園全部で遊んでみた。子供達がどの公園が良いと感じ、どのような公園が良くないと感じるか意見を聞いたところ、広さとか狭さとか、滑り台があるとかないとかではなく、木があるとか、明るいか、なんだかいい感じということだった。住宅街を整備した時に、切れ端の様な小さな公園がたくさんあるが、「子供にとって良い公園＝大人にとっても心地の良い公園」ということなので、公園の質をきちんと意識して作っていかねばならない。そのような視点で整備をよろしく願いたい。

・子供たちと月曜日(平成28年8月29日)に海岸公園冒険広場へ行った。子供たちは海岸公園で実生の苗を拾って学校に持って帰った後、2年間育てて、公園が再開する2年後に返しに来るという計画を立てている。「子供が育つ」という視点も是非入れてもらいたい。

○涌井会長

・これも重要だと思う。そういうことも前提にしながら、「仙台らしいライフスタイル」というものを、極めてもらいたいと思う。子供がのびのびと選択出来るような方法、高齢者もどういふふうに公園を楽しめるのかということが、重要な視点であるので、是非考えてもらいたい。期待したいと思う。

・緑地と公園の違いとか、際立った機能分担を明確にすれば楽しみだと思う。多くの委員からたくさんの意見が出ると思うので、次回にはそういった前向きな意見が交わるような資料を提示してもらいたい。市民が見ても共感できる視点を大事にもらいたい。

○渡邊委員

・もう1つ大事にすべきことは、人口の年齢構成分布である。仙台市内も市外もそうであるが、住宅地開発はある程度世代を固定してしまう。持続可能な公園管理という意味では子供から高齢者まで混ざっていたほうが望ましいのだが、まだ現実社会はそうになっていないので、地域と共に持続可能であるという視点も大事である。

・また、資料2の⑤のなかで都市公園を一層柔軟に使いこなすとある。柔軟という言葉が大事なキーワードだと思っていたが、㉑では柔軟という言葉が消えていた。何か意図はあるのか。

○事務局（福與係長）

- ・決して意図的に消した訳ではない。柔軟な利用というのは考えていかなければいけない。柔軟な利用をすることによって、先程の説明の「今後重視する視点」の新たな公園の魅力作りができると思う。これまであまりに規制が過ぎた部分もあろうかと思うので、その辺を柔軟に使うことによって、楽しい公園になっていくのではないかと思っている。

○涌井会長

- ・利用者の目線、マーケットイン[注釈：消費者ニーズを重視する方法]で考えることが重要である。例えば、和食・洋食・中華の公園というふうに作ればいいのではなく、場合によっては食材と基本的なレシピはあって、そこで、自分で料理ができるというのが一番良い。そういうのが柔軟と言う意味だと理解してほしいと思う。
- ・これは次回、次々回と三回続けて報告をもらうようであるが、この件はよろしいか。
(委員一同了承)

○涌井会長

- ・報告事項②の都市公園内への保育所設置について、報告事項③の広瀬通の道路整備に伴う街路樹の取り扱いについて、事前に小貫委員から審議事項とすべきであるとの意見があった。
- ・私の認識では、前回の審議会で委員の皆さんで議論し、報告事項ということで議事録にも取りまとめたので、概ね了と理解していたが、改めて小貫委員から提案があったので、小貫委員から趣旨を説明していただいてから議論をしたいと思う。

○小貫委員

- ・この審議会の委員を引き受けるときに、杜の都の環境をつくる条例（以下条例と表記）に則って審議会が設置されていること、また、審議する内容は条例第36条2項の1号から9号までであると説明を受けた。
- ・第36条2項1号では緑の基本計画の策定及び変更に関すること、2項9号では前各号に定めるもののほか、緑の保全、創出及び普及に関する事項という項目が審議会の調査審議する対象だと掲げられている。
- ・今回報告事項に挙げられている都市公園内の保育所設置についてと、前回から議論している広瀬通の道路整備に伴う街路樹の取り扱いについては、少なくとも2項9号の仙台市における緑の保全、創出及び普及に関する事項に関わることであり、緑の基本計画のなかでも駅前の地域というのは、重点的に緑化を進めるエリアとして位置付けている。また、緑の回廊として位置付けている場所も、街路樹の取り扱いだと私は思っている。
- ・私の条例の読み方としては、都市公園内への保育所の設置について、および広瀬通の街路樹の取り扱いというのは、やはり審議会で審議すべき内容だと思う。
- ・報告事項として報告され、報告に対して意見を言うだけでは、やはり会で審議したということにならない。審議して、きちんと審議会としての意見をまとめるべきだと思う。

○近藤委員

- ・私は審議事項と報告事項をあまり意識して区別していない。問題にしなくていいと私は思っている。今回の「広瀬通の道路整備に伴う街路樹の取り扱いについて」が良い例だと思う。というのは、前回議論して意見を取りまとめて、それに対する回答があり、今日またここで議論するために報告事項として挙がっているからである。
- ・最近、事務局と審議会とが対峙する、或いは対立する、もっと言うと敵対しているところがあると感じている。今回で審議会は74回目であるが、事務局とこれまで進めてきた過去の会長含め委員の方々が培ってきた審議会は、言ってみれば執行機関と補助機関である。審議会を補助機関とあえて言ったが、やはり執行機関とコラボ[注釈：コラボレーションの略。共同

制作。共同作業]していくべきだと思う。

- ・我々補助機関は、市の行政に関して全ては把握できないと思う。そのため審議したい、報告したいということは、執行機関に頼らなければならない。
- ・小貫委員からメールをいただいたので、あえて言うが、「なんで報告事項なのですか」ではなくて、「審議事項にしましょうよ」ということであつたら理解できる。

○小貫委員

- ・報告事項とした理由を聞いたかった。

○近藤委員

- ・どういう理由かは、聞いても良いと思うが、私はあまり問題にしていない。実際にこのように再度報告事項として挙がっているので、その点を理解したほうが良いと思う。

○小貫委員

- ・前回の板橋委員の意見も受けて、なぜ今回もまた審議事項ではなく報告事項なのか。私としては審議事項にすべきではないかと思っている。事務局とは敵対するつもりはない。
- ・今回のことについては、いろいろな報道が来て、メディアにも載って、話題になっている。報告事項と審議事項を同じだと言われても、やはり扱いとしては違う。

○近藤委員

- ・結果として同じであるということを理解してもらえないか。

○小貫委員

- ・条例に則ると扱いが異なると思う。

○近藤委員

- ・条例の最後の項目2項の9号は何かあつた時に対応するために入れた条文の1項目である。そういう理解はできないか。

○涌井会長

- ・前回、会長の立場で、私なりにこの条例を全部読み取って、報告事項とすべきか審議事項とすべきか判断した。そして、前回の審議会において、これは審議事項ではなくて報告事項でよろしいかということで、いろいろ議論はあつたが、了としていただいた。これで一度決着が付いているが、改めて小貫委員より意見があつたので、あえてこういう場を設けた。議論が深まるのであればそのほうが良いということで、このような場を設けたということを理解していただきたい。
- ・仙台市の審議会というのは、行政が何かを考えていくときに我々に諮問されたことについて、専門領域に近い市民目線で答申することでより行政の質を上げることが我々の機能だと考えている。
- ・この報告事項2件は、我々の審議会だけで解決しない。他の審議会、つまり他の専門家が集まり、それなりの結論を出しているところと、我々は並行的に議論している現状がある。
- ・我々の主舞台である先程の公園マネジメントであれば、非常に我々にとって力を入れるべきところだから最終的には審議事項とするが、他の審議会との兼ね合いのなかで、どういう答申を出していったらいいのかといった事項については、それは意見としてまとめて伝える、報告事項という処理の仕方をしてほしいというのが前回の判断だということ、踏み込んで説明をしたつもりである。
- ・これについて、審議会の皆さんに採決をすれば簡単なことだが、採決という方法をとらないで、少し議論を深めていきたいと思っている。行政側の見解もしっかり示してほしい。

○事務局（佐々木参事兼課長）

- ・条例の第36条の条文は、審議会の所掌事務を列記していると理解している。そのなかで9号の規定というのは、1号から8号までの規定と同等レベルの事項と解している。

- ・一般的に考えて、9号には緑の保全、創出、普及に関する事、すべてを調査審議出来るような書き方であるが、現実的に緑に関する事全てを審議会で審議していただくことは困難である。例えば、社会情勢の変化で条例で追いつかないような事象があった場合、或いは法律が改正されて条例の改正が間に合わない場合、また、条例上は法律の改正の内容に応じることが出来ないことで、1号から8号には該当しないけれども、それにふさわしいことについて1号から8号と同じレベルで決定していただきたい場合に活かされる条項であると考えている。今回事務局としては、広瀬通の案件については、会長と相談させていただいたうえで、9号に該当しないと整理した。
- ・ただ、条例の施行規則第42条に審議会の運営に関し必要な事項は会長が審議会に諮って決めるという条項があるので、この審議会において審議事項か報告事項かということを決めていただくことは可能と考えている。

○板橋委員

- ・私は、報告事項と審議事項はかなり明確に違いがあると思っている。また、条例をどう読むかということは、個人個人で読み解き方に差があるのかなと思っている。
- ・私も小貫委員と同様に今回の広瀬通の案件については、1号若しくは9号に該当するものと感じており、当初から杜の都の環境をつくるという大きなテーマで集まった審議会としては、審議事項として扱うべき項目であると当初から思っていた。
- ・報告事項だと意見として述べるにとどまるが、審議事項とすると、審議会としてこの案件についての見解を明確に市民の皆様に提示できる。その部分で明らかに違っていると思う。
- ・私としては、緑の創出や保全に今回の広瀬通の案件は十分に値すると思っているため、審議事項とすべきである。
- ・前回の審議会で同様の質問をした際に、準備が間に合わなかったので、この審議会に掛けられなかったと回答があったように記憶している。その準備が間に合わなかったからテーマとしてこの審議会に取り上げなかったのか、そもそも条例に該当しないので取り上げなかったのか、今回の事務局の回答と少し違うように感じている。その点について、説明してもらいたい。

○事務局（佐々木参事兼課長）

- ・前は、2月の審議会に審議事項としては該当しないので諮らない。つまり、審議事項としては扱わないという見解であった。報告事項としても2月に報告できなかったのは、行政側の説明の準備等が間に合わなかったという説明を行った。諮るという言葉の使い方誤解を招くような発言だったかもしれないが、報告しなくてもよいと考えていたわけではないという説明を行った。

○涌井会長

- ・私の理解は、審議会の間が空いて、その間に都市計画道路の話が予想以上に進捗をしてしまって、この審議会に掛けるタイミングという意味で間に合わなかった。従って事後の議論のようになると理解していた。

○事務局（佐々木参事兼課長）

- ・そのとおりである。前は7月の審議会、その前の審議会は2月だったので、2月の時点では報告という形での説明もできなかった、間に合わなかったという言い方をしている。

○涌井会長

- ・間に合わなかった一番のポイントは。

○事務局（佐々木参事兼課長）

- ・2月の審議会の次は7月であり、その間に説明は出来なかったということであるが、4月に各委員に個別に説明をさせていただいた。前回7月の審議会でもなぜ2月に説明がなかった

のかということについては、間に合わなかったと説明したつもりである。

○内海委員

- ・広瀬通の件が注目を浴びているが、実際は他の地域でも同様のことがある。こういった場合に審議会に掛けるとか掛けないとかそういった規定付けを行わないと、かなり幅広い論議的が出てくると思う。
- ・今回は、駅前を中心地ということで一層注目されたが、実際には老木古木、沿道の住民に迷惑が掛かるということで区役所では街路樹を切ることがある。
- ・そういうことも含めて、審議会がどこまで入って行って審議をしていくのか、もう一度慎重に考えた方が良くと思う。

○涌井会長

- ・私としては審議会のあるべき姿というのは、行政側が気が付かないことに対して、専門的、或いはそういう領域に深く関わる我々が審議をして問題提起をする、或いは報告事項を受けたときに意見を提言する。これが機能だと思っている。
- ・今回審議を一番スムーズに進めるためには、委員の皆さんの意志でこれらの事項を審議事項にするか報告事項にするかという決議をするのが一番簡単であるが、それよりもっと大事なことがあると思う。それは小貫委員や板橋委員の発言や、先程の公園マネジメントの時に私が発言したように、百年の杜をつくっていくうえで、我々がどういう緑に対して哲学なり思想を持って臨んでいくのかを共有することのほうが、むしろ重要なのではないかと思う。小貫委員のやり方はややラジカル[注釈：過激なさま、急進的なさま]だとは思いますが、何を言いたいかということ、そこを言いたいと理解をしている。

○小貫委員

- ・そのとおりである。

○涌井会長

- ・そこが共有されることが一番重要なことで、板橋委員が指摘されたように、報告事項、審議事項でそれぞれの重み付けというのは違うが、その基本的な考え方をしっかり重視していくことのほうが、むしろ我々としては大事にしていくべきことであるし、そういう場面で我々が意見を言っていくほうが、仙台市民にとっても仙台という都市にとってもプラスになるのではないかと理解をしている。
- ・ここで決議して、審議事項にしたというのは望ましくないというのが私の立場で、会長としての責任において審議事項であるか報告事項であるかを事前に相談をされたときに、私が決断をするリスクで臨んでいることは、是非皆さんにご理解をいただきたい。
- ・非常に変則的ではあるが、事務局より残り2案の報告を聞いて、そのうえで改めて審議事項か報告事項か取り扱いをどうするかというやり方もある。そういう進め方はいかがか。

○委員

- ・賛成である。
(委員一同了承)

○涌井会長

- ・この進め方については全会一致したので、とりあえず報告事項として報告してもらいたい。

② 都市公園内への保育所設置について

○事務局（水嶋係長：公園課施設管理係）

－資料説明(資料3)－(2)報告事項②説明

○涌井会長

- ・先程お約束したとおり、審議事項にするか報告事項とするかについては最後のほうで議論を

させていただく。

○近藤委員

- ・ここに保育所を設置することは政策的に決定されたと思うが、占用予定範囲は資料3のP13に保育所イメージという四角い建物があるがこの用地で決まっているのか。できればこの丸い広場が売りだった公園なので、公園の地形(じがた)を意識して、占用する区域を決めていただければと思う。

○涌井会長

- ・前提であるが、これは都市公園の事業として実施するのか、それとも公園はその特例を認めるという立場にあるのか明確にしたい。

○事務局（水嶋係長）

- ・公園は占用物件ということで、許可するという立場になる。

○涌井会長

- ・事業の主体はどこか。

○事務局（水嶋係長）

- ・主体は保育所を作る事業者となる。

○涌井会長

- ・仙台市内部の主体はどこか。

○事務局（水嶋係長）

- ・子供未来局である。

○涌井会長

- ・そこをきちんと説明してほしかった。占用として認めるかどうかについての報告事項ではないのか。

○事務局（水嶋係長）

- ・そのとおりである。

○小貫委員

- ・認めているのか。

○涌井会長

- ・認めるかどうかということについて、こういう案件があるという報告なのか。

○事務局（水嶋係長）

- ・制度としては、占用がまだ決まった訳ではなく、計画までが決まった状況である。

○涌井会長

- ・そういう前提で今の近藤委員の質問があった。続きをどうぞ、近藤委員。

○近藤委員

- ・ここに設置するということは決まったのか。

○事務局（伊藤課長：青葉区公園課）

- ・今説明したように正式な手続きはこれからであり、今その前段の協議等を行っている。実態としてはこの場所で協議は進んでいる。

○涌井会長

- ・そういう状況で今日ここに報告されたのだから、近藤委員の意見は投影することはできるといふことでよいか。現実にはそういう意見があったと事業の主体の側に伝えることは可能か。

○事務局（伊藤課長）

- ・可能である。

○涌井会長

- ・では、そのような整理でお願いしたい。

- 事務局（岡田課長：公園課）
- ・先程の近藤委員の質問であるが、昨日、政府主催の区域会議にこの内容について諮っている。
- 涌井会長
- ・国に報告したのか。
- 事務局（岡田課長）
- ・報告をしている。
- 事務局（岡田課長）
- ・大きく面積を変えたり位置を変えたりすることは、今からは難しい状況である。
- 涌井会長
- ・了解した。
- 板橋委員
- ・周辺住民の方への説明会が行われたとのことだが、反対意見等はあったか。
- 事務局（中野課長：まちづくり政策局プロジェクト推進課）
- ・住民説明会は7月8日と9日の二日間実施した。概ね全体で60名程の住民が参加した。公園に保育所を設置すること自体には賛成という声が多かった。しかし、かなり急な坂の公園であるため、交通の面で対策を取ってくれないかという意見があった。
- 小貫委員
- ・中山とびのご公園と同様に、今後都市公園内の保育所の設置は計画されているのか。
- 事務局（中野課長）
- ・現時点では、中山とびのご公園以外で具体的に都市公園内に保育所を設置するという計画はない。
- 小貫委員
- ・将来的にもしかしたら出てくる可能性はあるか。
- 事務局（中野課長）
- ・それはあると思う。ただ、実際建てるとなると、住民の意見もしっかり聞いて意見を反映したうえで行わなければならない。そのような状況が整った段階で地元から声がかかることはあると思っている。
- 小貫委員
- ・いずれにせよ、良い話でもあり、公園側からするとなかなか難しい部分もある。
 - ・今の敷地の話もそうだが、若干検討が抜けている部分がある。もう少し意見をもらったほうが良かったというところがあるので、都市公園の中に保育所を作る時のルールというか、検討すべき点を系統的にする必要があると思う。
- 涌井会長
- ・私の方から参考までになぜ都市公園法が60年前に出来たのかについてお話しする。当時、公園であるオープンスペースを空き地だと勘違いして、体育館など色々なものが造られてしまった。戦前、一所懸命公園制度を整備してきた先輩方がせっかく用地取得をしたところが空き地であるかのような扱いを受けて、本来の公園の機能を失ってしまった。こういう例が全国に多出したので、改めて公園の価値をしっかりと暮らしに近づけようということで、都市公園法ができた。
 - ・国家戦略特区については、社会的ニーズも非常に強く、私は大いに進めたら良いと思っているが、本当のこと言うと、公園事業が主体で実施してほしい。公園が主体となるとまったく違う保育所ができるはずである。現在、国に対してもそういう意見を言っている。また、今日の議論に「公園マネジメント」があったが、公園は単に大家になるのではなく、公園としてきちんと経営すべきである。

- ・必ずしも屋根付きの保育所である必要はない。例えば今、私が岐阜で進めている『森のようちえん』では、雨の日だろうが、雪の日だろうが、避難場所はあるが、その中で濡れながら教育を受けるシステムを作っている。そういう教育の在り方もあると考えて、公園はもっと柔軟に考えてもらいたい。やはり、そのぐらい考えていくということが未来を支えていくということだろうと希望している。
- ・成長戦略の一環として、女性に活躍してもらいたいという政策の延長線上にあるので、国家戦略特区とその政策を実行して、そういう見方もあるということを公園事業者は自覚してほしい。

○近藤委員

- ・資料3のP13にある保育所のイメージを見ると保育所のまわりはフェンスで区切るのか。要するに、用地を提供するだけなのか。

○涌井会長

- ・そこは大事なところである。

○渡邊委員

- ・今の話と全く本質的には同じだが、これらの資料3、特にP13では情報が少なすぎる。例えば、公園の一部の占用を認め、保育所が公園の一部を占用するとしても、資料3のP8に航空写真があるが、近藤委員の発言にあったように、円形の広場を保全するように計画すると、樹木を切るという話になる。公園の設計者には申し訳ないが、樹木を残して円形広場を使うなど、もう少し情報が無いと我々も適切・的確な意見を言い難い。
- ・この審議会の議論の範疇を相当超えるが、子供だけでなく中高齢の方々に対してもこの場を活かすべきである。認可保育所という整備施設をうまく使うことも併せて、しかるべきところに伝えてもらいたいと思う。

○涌井会長

- ・本件について、このような意見があったとまとめるということで、報告事項としての取り扱いでよろしいか。

○渡邊委員

- ・きちんと意見を伝えてもらえるということか。

○涌井会長

- ・勿論これをきちんと議事録に残して意見を伝えるということである。
- ・この件はよろしいか。

(委員一同了承)

③ 広瀬通の道路整備に伴う街路樹の取り扱いについて

○事務局（太田課長：青葉区道路課） 1:54:38

－資料説明(資料4)－(2)報告事項③説明

○涌井会長

- ・前回、委員の皆さんからいろいろ意見をいただいた結果が、今日報告された。
- ・まず、審議事項にするか報告事項で対応するかを決めてから議論を進めたいと思っている。小貫委員、いかがか。

○小貫委員

- ・先程の板橋委員の意見も踏まえ、やはり審議事項と報告事項の取り扱いは少々異なると思う。

○涌井会長

- ・審議事項とするか報告事項とするかについて、決議すべきか。決議する場合、私はここで決を採らなければならない。

○小貫委員

- ・どのようにすべきか悩ましい。
- ・私はこの資料が、イチョウを1本残せばいいという結論に見える。
- ・1本残すのも一つの案かも知れないが、やはり審議会としてのスタンスを表明するのであれば、このイチョウの取り扱いを最初にきちんと示すべきであると思う。

○涌井会長

- ・板橋委員の意見も伺いたい。

○板橋委員

- ・私は、審議事項にさせていただいたほうが良いと思う。

○小畠委員

- ・前提として、この審議会の委員で、審議事項にするかしないかといった議論を行うことは、条例上間違っていると思う。
- ・条例では、保存樹木や保存樹林、緑化計画の仕組み作りがそもそもの審議事項である。
- ・広瀬通りのイチョウの木について答申をすることになったときに、緑化重点計画に位置づけられているというだけでは、これが重要だという物差しがない。
- ・ここで審議事項か報告事項か決めるのではなく、今後、こういった事例がさらに出てきて、議論を行ったうえで審議事項だという確証が得られてはじめて条例に反映し、審議会にかけるという順序になると思う。
- ・今、条例の第36条2項9号として議論することは少々逸脱している印象がある。

○涌井会長

- ・そのほかご意見はあるか。

○渡邊委員

- ・前回、校務によりこの審議会に出席できなかったため、前回の詳細な議論というのは、議事録案でしか知り得ておらず、雰囲気までは掴みかねている。
- ・今日の審議事項か報告事項かというところも、議論としては違和感がある。
- ・審議というのは、基本的にルールに基づいて物事を決めることである。ここで審議事項とするという判断をしても、何を根拠に何を判断すべきか掴みかねている。
- ・公園内への保育所の設置の議題もそうだが、先程会長の発言にもあったように、この審議会で閉じた話ではないので、きちんと意見は伝えていただくことを大前提として報告事項とするという説明について、すごく腑に落ちた。
- ・議論の対象の軽重の問題ではなく、重かろうが軽かろうがルールに基づいて物事を決めるというのが審議である。議論する事項の軽重をこういう委員会での議論のルールに反映することは、我々は気を付けなければいけない。
- ・結論をいうと、審議か報告かと言われれば、私は重要だけれども報告ということになると考えている。

○涌井会長

- ・これは会長としての立場ではなく、一委員として意見を申し述べさせていただきたい。
- ・この度のことは、審議会そのものがどういう趣旨であるべきなのかという根本の議論に関係する。百年の杜づくり、緑の基本計画について5つの方針を定めている。このコンセプトをどう実現すべきなのかということに非常に深く関わる。
- ・道路事業といえどもやはり緑に関わることについては、しっかり我々に対して報告をしていただき、これを協議していきたい。そのうえでミティゲーションすなわち代替え措置なり、手厚い緑に対する考え方をしっかり示していくことが、この審議会の権能だと確信している。
- ・今日、局長も次長も出席していただいているが、是非そのことをお約束していただきたい。

- ・これから緑の問題については、単なる道路付属物ではなく、非常に重要ないわば仙台市民の哲学の現れであると考えていただきたい。
- ・これから様々な形でフリクション[注釈：衝突]が出てくると思う。倒伏してしまう危険性があるから木を切ってくれというのものもある。内海委員の発言にあったように、それぞれの区では更新ということはかなり木を切って、現実には新しいものに植え替えている。或いは、日常的な暮らしの住民の不満で木を切らなければならない場面も多出している。
- ・要は私が冒頭で話したとおり、百年の杜づくりのなかにもあるが、仙台市民が仙台北らしさをどう煮詰めていくのか、深めていくのかといったところが重要である。
- ・行政機関においては、単に緑を担当する部署のみならず、市全体の部局にそれが浸透するような努力を是非していただきたいと考えている。今回の案は、案として大変努力していただいたと個人的には思っている。
- ・会長の立場になると、ここで審議事項にするか報告事項にするかという決議をしたくない。将来のことを考えていくと、やっぱり前向きな議論で同じ共通の土俵で議論していきたいと思っているので、私に一任をしていただけないか。今、私がお話をしたような趣旨を局長が約束していただけるのであれば、私に一任をしていただけないかということで、是非、小貫委員と板橋委員に了解をしていただければ嬉しい。

○事務局(村上局長)

- ・前回の審議会においても、皆様からの議論の中で、私どもの意見を述べさせていただいた。
- ・私は、平成17年に緑の課長を拝命して、緑の部分にも席を置かせていただいた。まさに百年の杜づくりを具体的に実行しようというときの担当課長であった。
- ・様々な委員の方々のお考えがあらうかとは思っている。ただそのなかで、今、会長の言葉と重なる部分が多く、なぜ仙台が杜の都と呼ばれてきたのか考えさせられ、そして仙台市民は杜の都を都市ブランドとして重く受け止めていることを感じた。
- ・その市民のために仕事をする行政の仙台市として、今、会長から言われたお約束はもちろんのこと、より積極的に委員の皆様とも緑を通した仙台の街づくりについてお話しする機会を持っていきたいと考えている。

○涌井会長

- ・審議事項か報告事項かについては、私に一任ということではいかがか。それでも決議したほうが良いということであれば、後ほどここで明確に決議をさせていただきたいと思う。

○涌井会長

- ・議事に入るが、今の広瀬通のイチョウについての報告に対しての議論はあるか。
- ・現地で作業に立ち会った小嶋委員から実状を報告していただきたいと思う。

○小嶋委員

- ・まず、イチョウという樹種の特徴から言えば、落葉期に根を乱暴に扱っても頑丈だということもあり、おそらく死ぬことはないだろうと感じた。ただ、根元にかなり近いため、根から栄養分や水分を取れない状況があると、その近くの幹が腐ってくるとか、枯れ枝が出てくるとかそういった症状は必ずあると思う。
- ・このことは、イチョウを残すとか、切るかという話をマスコミや住民などに説明するときは必ず伝えていただきたい。
- ・根を切ることによる倒木の問題もある。ヨットをイメージしていただきたい。ヨットには、マスト、セイル、艇体があってセンターポールがある。木も幹があって葉っぱがあって水平根があって直根がある。海に浮かんでいるヨットだと思っていただくと、その艇体の脇をガツツと切ってしまうとバランスが取れなくなる。地下にあると予想している根が無ければ倒れやすくなるが、根の有無は掘らないとわからない。

- ・外観状況だけで計算上では倒れないと判断した。かなり強剪定となるが、枝を剪定し、あと幹も少し小さくすれば、倒れる心配はないという個人の調べである。
- ・これは委員としてではなく個人で診たなかで、残すのであれば可能ではないかと話をした。
- ・道路がかなり近くなり、車道上は車道建築限界の4.5メートルのところでは枝を切らなければいけないとなると、樹形は相当乱れる。後々、こうなるはずではなかったとならないようちゃんと説明していただきたい。
- ・私は倒れないだろうと言っても倒れるかもしれないし、もっと早く腐るなり枯れていくとか、傾斜して危ない状態に数年内にあるかもしれない。その場合は躊躇なく切らせてもらうことをしっかり伝えないと、残すとか残さないとかの議論が出来ない。その辺の情報を洗いざらい出してもらいたいと思う。

○内海委員

- ・今の説明を土台にして、私の意見を言わせてもらえば、このままだとこのイチョウは非常に可哀想だと思う。街路樹というのはかなり劣悪な状況で成長してきているので、なおもまた、このようなかたちでこの木をいじめるのかということかたちにしか私には見えない。もし、この区画の設計で分離帯に何本か残すということであれば、これは更新の時期、絶好のチャンスではないかと思う。もし残すというのであれば、2本の若木を植えて更新したほうが良いと思う。

○涌井会長

- ・確かに腐朽菌が入る可能性があるのと、支持根がだいたい45度の角度で入るが、栄養根はかなり地上に近いところにある。そうすると根継ぎその他のことも考えなければならない。掘ってみないと分からない。
- ・どういう技術的な対応策をとるかということは別問題として、こういうかたちで全部道路にしてしまうのではなく、イチョウを残そうという努力が重要である。今の内海委員の発言も確かにそのとおりである。
- ・これから10年くらい経てば、若木の場合にはそこを前提にした条件で生育するため、そういう木の生命維持の選択に任せるというやり方もある。技術的にどちらをとるかというのは、ここのミッションではないが、そういう意見も含めていろいろ議論することが必要だと思う。

○近藤委員

- ・資料4のP9に掘削ラインとあるのは、一般的な掘削ラインなので、施工の段階では樹木の様子をみながらイチョウを傷つけないように進めてみてよいのではないかと思う。300となっている赤字のところを型枠無しで施工するとあと50だけ減らせるのではないか。施工レベルで工夫すれば少しは条件が良くなると思う。
- ・確かに絶対見栄えは悪くなるが、1本だけでも残すことができればと思う。
- ・頭頂部の取り木についてはいかがか。

○小嶋委員

- ・時期が難しい。

○板橋委員

- ・今、こうやって皆様から意見を出し合っているのも、私は審議だと感じる。
- ・マインド[注釈：精神]としては、会長の発言にあったように本当に杜の都の環境をより良くするためにどう貢献できるかっていうのが、審議会の果たすべき役割だと思う。
- ・今回のこの広瀬通の案件を審議事項としないとすると、今後そのいくつか課題が出てきたときに、それを審議とするのか報告事項として受けてそこに意見を述べるだけにとどめるのか、何を基準にそのことを決めていくのかということにもつながると思う。例えば、今、メディアも来ているが、この審議会でこのテーマが審議されたと書くのか、報告事項に対して何人

かの委員から意見が出されたと書くのか、全く読み手にとって印象が違うと思う。

- ・私としてはこの審議会はこの重要な緑に関わる案件について、多少なりとも審議をしたということを残せないものかと思っていて、それは今後のこの審議会の方向性ともつながるものだと感じている。

○涌井会長

- ・これについては、もう一度意見をいただいた後、条例の施行規則第 42 条により会長の判断によって審議事項にするかどうかを皆さんに諮りたいと思う。
- ・事務局として意見および説明はないか。

○事務局（岡本部長：百年の杜推進部）

- ・様々な議論をいただきありがたいと思っている。我々事務局としては、審議会の運営事項として定めた施行規則第 42 条に審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるという項目があるため、審議会の委員の皆様で、議論して決定をしていただければと考えている。

○涌井会長

- ・それでは、施行規則 42 条に従い皆さんにお諮りする。

○渡邊委員

- ・行政の言葉は不勉強で確認していないところがあるが、審議と報告の間に協議という言葉もある。
- ・板橋委員からの発言は、大変本質的なことを指摘されていると思う。特に駅前近くは震災以降、地方創生の流れのなかで緑が伐採されて、杜の都仙台の百年の杜づくり推進の立ち位置が問われているというまた同様の案件が出てくるときに、これを報告というような軽い扱いをして、それでこれから戦っていけるのかという指摘な訳である。
- ・その点について私は同感であるが、このような審議会では協議という言葉はない。それで審議か報告かどちらかとなると、先程申し上げたように審議というのは、何かきちんと整っていることを、最終的に進めるか進めないかということを決めることなので、それ以外は報告となる。報告という言葉からは軽く見えるかもしれないが、そういう位置付けである。
- ・二つしか言葉がないとすれば残念であるが、繰り返し会長が言われている採決取るとするのは、私も馴染まない気がする。何かいい知恵がないものかと思うところだが、いかがか。

○涌井会長

- ・私の気持ちからすれば率直に言って、行政のこの分野の局長にまで約束のお願いをして回答をいただいたうえでも皆さんのご理解いただけず、更に審議にするということは、会長を続けていられないなという気分である。それだけ私はご無礼なことをあえてお願いをしている訳である。
- ・これは審議であろうが報告であろうが、議事録に残った重さというのはかなり重たいと理解しているので、そこは皆さんに考えていただければいいと思う。
- ・例えば、我々が緑の基本計画を見直すというのは大変な作業である。私自身も取り組んできたが、3年間かかってものすごい作業をしていかなければいけない。次の見直しのときにまで、我々がどういう議論を積み重ねていって、新たな仙台市のビヘイビア[注釈：態度。振る舞い]をしっかりと残そうと合意をしていきながら、個々のケースをご報告いただくこととなった訳ですから、それを消化しつつ進めていくことが皆さんにとっても最善の道なのではないかと思う。それが一番良いのではないかというのが私の想いで、それを了解していただけないかなというのが私の提案である。
- ・了解していただければ、今直ぐに議決をさせていただきたいと思う。
- ・私に一任をしていただけるか。

○委員

- ・はい
(委員一同了承)

○涌井会長

- ・それでは、これは今までどおりの扱いとすると全員一致で決定したと考えてよろしいか。

○委員

- ・はい
(委員一同了承)

○涌井会長

- ・はい、それではそのようにさせていただく。

○小貫委員

- ・広瀬通の話についてはどうするのか。

○涌井会長

- ・私は内海委員の発言にあった、木そのものに対してはかわいそうであり、若木で代替するのがベストであると思う。
- ・私は陸前高田の奇跡の一本松についても取り組んできたが、あの一本松をどうするかといったときに、そのまま切ったほうが木のために良いが、ある種のイニシエーションとして残した。こういう議論を重ねてきた、こういう形で努力したと、メモリアルとして残る価値はかなり大きいと考える。
- ・道路の関係者も一所懸命イチョウの木を残すために努力をしていただくことが、ある種の仙台市のコンセプトのたいまつを受け継いでいく大きな一つの所作だと思う。
- ・残される木1本については気の毒だけれども、是非1本残していただきたいというのが私の結論である。

○委員

- ・賛成である。

○涌井会長

- ・よろしいか。
- ・小貫委員、首をかしげているが。

○小貫委員

- ・残すのが本当にいいのかなと思う。

○涌井会長

- ・景観的には、はっきり言うとみっともない。しかし、奇跡の一本松も枯れてしまいどうしようもないという状況で、私は代替えにすることを最初は大反対であったが、あの木が無くなった時に陸前高田の人達の「自分の心をどこへ持って行っていいのかわからない」との一言で代替え物でもいいと判断した。
- ・景観的に考えれば、内海委員の意見が一番理屈に合っている。
- ・だんだんあの条件のなかで大きくなって、市民も大きくなったなあと見ていくのが一番望ましい。しかし、枯れるかもしれないがあえて現実を受け入れて残すというのもよいのではないかというのが私の結論である。これこそ皆さんの多数決で決める以外にないと思うが、いかがか。

○小貫委員

- ・この木をどうするかということもこの道路ありきである。イチョウを1本残すかどうかにだけ話が進んでいるのではないかと思う。

○涌井会長

- ・先程も言ったように我々の審議会での議論は、市全体の都市計画のなかのごく一部である。だから、そういう面ではその一部をよくこれだけ全体会にさせていただいたというのが私の率直な感じである。

○小貫委員

- ・資料4のP7にあるNo.10（道路測点番号）のほうには木はないのか。

○涌井会長

- ・根鉢の大きさからいうと、その狭さでは移植も難しい。
- ・技術会をこの場でするのもちょっとおかしい。技術会はそれぞれの部局のなかで考えていただく。最善の方法でイチョウを残すよう努力していただくというのが、ここでのもっとも近似値の答えだと思う。1本残してくれだとか、苗木にしましようとか議論することは、ミッションから外れているような気がする。
- ・今日の結論は、最善の方法で、保全を図っていただきたいという意見ということでいかがか。
- ・技術会ではそれこそ私に一任していただいて、いろいろ議論させていただきたい。小畠委員も一緒に入っていただいたらどうか。我々が決断するのではなく、この議論を受けて市がどのように決断するか、それに対して我々がサポートすることでいかがか。

○内海委員

- ・先程説明にもあったが、この緑を失った分を駅東なりにカバーしてくれるということを絶対に行っていただきたい。

○涌井会長

- ・それは了解したということである。
- ・そういう結論で事務局のほうはいかがか。引き取れるか。

○事務局（佐藤副区長兼建設部長：青葉区）

- ・前回、今回の2回に渡り、仙台の街づくり、特に杜の都の仙台だからここまでやるべきだとの貴重な意見をいただきありがたいと思っている。
- ・イチョウを1本残すということについて皆様の力を借りながら、引き続き最善の努力をし、検討させていただきたい。
- ・併せて東口に更なる緑を確保するとか、或いは実生をどう活用するかなどについても検討させていただきたい。

○涌井会長

- ・そういう回答だがよろしいか。
- ・それでは、先程皆さんに合意していただいたように、従来の扱いを変えないで、ただし強い意見として、事務局の回答も含めて議事録に記していただき、最善の…。

○小貫委員

- ・イチョウを1本残すほかに、もう1本植える可能性はないのか。

○涌井会長

- ・それは先ほどから苗木を1本植えると言っている。

○近藤委員

- ・苗木を植えるので、将来的には1本ではなくなる。

○小貫委員

- ・承知した。

○涌井会長

- ・それではそういうことで、とにかく最善の方法を考慮して、それをできれば技術的には小畠委員、審議会全体の皆さんとの意見の不整合がないかどうかを私に一任していただくという

ことでよろしいか。

- おかげさまで皆さんの議論をこういう形でできて、私はこれを決して無駄ではなかったと思う。こういうやり取りの結果が、ある種、緑に対する一つの大きな、板橋委員が言われる基本的な我々の位置というか位置付けみたいところに深く関わることが出来た。皆さんの意見に対しては、大変価値の高いものであり感謝したいと思う。こういうことで審議会を閉じさせていただきたいと思う。
- 事務局にお返しする。

3. 閉会

○事務局（佐々木参事兼課長）

以上をもって「第74回杜の都の環境をつくる審議会」を閉会とする。